



第 10 回 リース会計の必要性

(何故、リース会計なのか)
(計算書類の様式等)

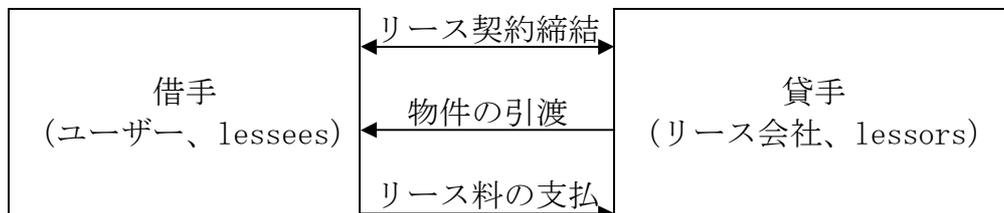
会計と経営のブラッシュアップ
平成 24 年 6 月 4 日
山内公認会計士事務所

本レジュメは、企業会計基準及び次の各書を参考にさせていただいて作成した。(財務会計論Ⅱ 佐藤信彦外著 H23 年 4 月中央経済社発行)
(ゼミナール現代会計入門第 8 版 伊藤邦雄著 H22.4 日本経済新聞社発行)(利速会計入門 井尻雄士著 H2 日本経済新聞社発行)

I. リース会計

- (1) オペレーティング・リース取引ー通常の賃貸借に準じて会計処理を行う
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に準じて会計処理を行う(次頁(2)①、②に当るもの)
(B/S 計上額、耐用年数、残存価額が(3)と異なる)
- (3) 所有権移転ファイナンス・リース取引
通常の売買取引により会計処理を行う

ファイナンス・リース取引とは、フルペイアウト（経済的実質の観点から、リスクと経済価値の実質的移転に注目する）、即ち資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するリースをいう。



(使用収益する権利)
B/S にリース資産、債務を計上
経済的実質、解約不能
法的実質 (legal substance)
すべてのコストの実質負担

(法的所有権)
B/S にリース資産計上



1. 借手のリース取引

(1) オペレーティング・リース取引

下記 2,3 以外のリース取引

解約不能のものは、貸借対照表日後 1 年内のリース期間に係るものと、1 年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。

(基準 15 項、22 項)

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

次の 2 要件のいずれかを満たすもの

① 現在価値基準 (90%ルール)

リース料総額の現在価値が、借手の現金購入見積額のおおむね 90% 以上であることをいう (中古市場等も勘案)

② 経済的耐用年数基準 (75%ルール)

解約不能のリース期間が、リース物件の経済的耐用年数のおおむね 75% 以上であることをいう

- ・ B/S 計上額は、公正評価額(貸手の購入価額が不明の時は、借手の見積現金購入価額)と現在価値のいずれか低い価額とする
- ・ 耐用年数はリース期間とする
- ・ 残存価額はゼロとする

(3) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① 上記

② 上記

③ 所有権移転条項

④ 割安購入選択権

⑤ 特別仕様物件

リース取引に関する会計基準

重要定義のチェック

(1) 設 定(平成5年6月17日 企業会計審議会 改正平成19年3月30日 ASBJ)

リース取引に係る会計処理を定めることを目的とする。

(2) リース取引

特定の物件の所有者たる貸手(レッサー)が、当該物件の借手(レシー)に対し、合意された期間(以下「リース期間」という。)にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいう。

(3) ファイナンス・リース取引

リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる**経済的利益を実質的に享受**することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる**コストを実質的に負担**することとなるリース取引をいう。なお、これに準ずるリース取引とは、法的形式上は解約可能であるとしても、解約に際し**相当の違約金を支払わなければならない**等の理由から**事実上解約不能**と認められるリース取引をいう。

(4) 「当該契約に基づき使用する物件からもたらされる**経済的利益を実質的に享受する**」とは、当該リース物件を自己所有するとするならば得られると期待される**ほとんどすべての経済的利益を享受**することをいう。

(5) 「当該リース物件の使用に伴って生じる**コストを実質的に負担する**」とは、当該リース物件の**取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんどすべてのコストを負担**することをいう。

(6) オペレーティング・リース取引

ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

(7) リース取引開始日

借手が、リース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。

(8) 所有権移転ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の**所有権が借手に移転すると認められる**リース取引をいう。

(9) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の**所有権が借手に移転すると認められるリース取引以外の**リース取引をいう。

設例 借手の会計処理

- (1) 期首に機械のリース契約を締結し、事業の用に供する。
- (2) 所有権移転条項、割安購入選択はなく、特別仕様ではない。
- (3) 解約不能のリース期間：4年
- (4) 借手の見積現金購入価格：7,800千円
- (5) 年々のリース料：2,000千円（各期末に支払う）
- (6) リース物件の経済的耐用年数：5年
- (7) 借手の減価償却方法：定額法（耐用年数：リース期間）
- (8) 借手の追加借入利率：2%

(計 算)

	1	2	3	4	計
リース料	2,000	2,000	2,000	2,000	8,000
現価	1.02^{-1}	1.02^{-2}	1.02^{-3}	1.02^{-4}	3.808
元本	1,961	1,922	1,885	1,848	7,616
利息	39	78	115	152	384

借手の利息法のスケジュール

年度	①期首元本 千円	②リース料	③利息分	④元本分	⑤期末元本
1	7,616	2,000	152	1,848	5,768
2	5,768	2,000	115	1,885	3,883
3	3,883	2,000	78	1,922	1,961
4	1,961	2,000	39	1,961	0
合計		8,000	384	7,616	

(1年目の仕訳)

機 械	7,616 /	リース債務	7,616 ※1	(期首)
				(期末)
リース債務	1,848 /	現預金	2,000	
支払利息	152 /		※2	
減価償却費	1,904 /	減価償却累計額	1,904 ※3	(")
リース債務	3,883 /	長期リース債務	3,883	(")

※1 $2,000 \text{ 千円} \times 3.808 = 7,616 \text{ 千円} < 7,800 \text{ 千円}$

(リース料の現在価値) (見積現金購入価額)

借手の貸借対照表計上価額は、公正評価額（貸手の購入価額、または借手の見積購入価額）と現在価値とを比較し、いずれか低い方の価額とする。（適用指針 22 項）

※2 $7,616 \text{ 千円} \times 2\% = 152 \text{ 千円}$

※3 $7,616 \text{ 千円} \div 4 \text{ 年} = 1,904 \text{ 千円}$

(公認会計士試験論文式財務諸表論 第5版 石井和人著から)
(同書を読んで検討して下さい)

問題1 (156)

リース取引に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 リース取引をファイナンス・リース取引と判定する基準について説明しなさい。
- 問2 わが国のリース取引に係る会計基準では、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとされていたが、これについては、廃止論と存続論が対立していた。リース取引の経済的実質の観点から、両者の論拠を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 資産の概念について論じなさい。
2. リース取引に関する会計基準が公表されるに至った背景について述べなさい。
3. リース取引の定義を述べなさい。
4. リース取引のうち、ファイナンス・リース取引の要件について説明しなさい。
5. ファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引に係る借手側の会計処理及び開示について、理由を付して述べなさい。

1. (1)現在価値基準 — 前述
(2)経済耐用年数基準 — //
2. (1)廃止論 — 資産を割賦購入する場合と同様であり、経済的実質に従うべきであるとする理由、及び財務諸表の比較可能性などがある。
(2)存続論 — 物融、取引(賃貸)であるとする。結果的には金融であり論拠はうすい。

但し、リース会社は、リース期間中は減価償却計算、固定資産税の納付、申告を行う。また、物件の返還等の場合は所有者としての責任や義務が残る。

問題 2 (162)

リース取引に関する会計基準では、借手側において、ファイナンス・リース取引に係るリース物件の取得価額を算定する場合に、なぜリース取引開始時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることを原則としたのか。その理由を述べなさい。

〈基本問題〉

1. 資産の取得価額決定の論理について説明しなさい。
2. リース物件の取得価額決定の論理について述べなさい。
3. ファイナンス・リース取引に係るリース物件を資産として貸借対照表に計上する場合の取得価額決定方法について、割賦購入資産と関連させて説明しなさい。

問題3	(166)
-----	-------

リース取引に関する次の各問に答えなさい。

- 問1 企業会計基準委員会では、改正前会計基準（リース取引に係る会計基準）に対するどのような問題意識のもと、リース取引に関する会計基準についての審議を行ったか、主な点を2つあげなさい。
- 問2 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引のような物件そのものの売買とは異なる性格を有するという考え方がある。
- (1) この考え方について説明しなさい。
 - (2) この考え方による場合、現行のリース取引に関する会計基準に示されている会計処理とは異なる会計処理を行わなければならない可能性が生じる。それはどのような会計処理か、借手側の観点から述べなさい。
 - (3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引は、どのような点で所有権移転ファイナンス・リース取引と異なる性質を有するか、(1)以外の性質を2つあげなさい。
- 問3 リース取引に関する会計基準及びリース取引に関する会計基準の適用指針によると、土地、建物等の不動産のリース取引についても、他の資産のリース取引と同様に、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定することとされている。(1)土地のリース取引は、どのように判定するか述べなさい。また、(2)土地と建物等を一括したリース取引は、どのように判定するか述べなさい。

〈基本問題〉

1. リース取引に関する会計基準に基づき、リース取引を分類しなさい。
2. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の会計処理について説明しなさい。
3. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の表示について説明しなさい。
4. リース取引に関する会計基準に基づき、借手側及び貸手側におけるファイナンス・リース取引の注記について説明しなさい。

Ⅱ.会社法会計

旧商法の会計？ 会社制度と債権者保護

会社法の会計？ 情報提供機能(計算要件の強化)と利用者責任

1. 旧商法会計から会社法会計へ

- (1) 明治 32 年に施された商法は、大陸法系（成文法）の**債権者保護**（会社の純財産の維持）を法理念とするものであった。
- (2) それは**株式会社制度**（株主有限責任、株式譲渡の自由等）という資金調達（**直接金融等**）に有利な仕組みに対し、銀行等の**間接資金提供者**の債権の保全という観点から**債権者保護**の必要が生じた。
- (3) 戦後の昭和 25 年の改正は、**慣習法**の法思想に影響されたが、**債権者保護**の計算理念は変わらなかった。
- (4) しかし、平成 18 年に施行された会社法は、**情報提供機能の重視と債権者の自己責任**の観点から大幅に改正された。**グローバル化の進展、IT 技術の活用**などに伴う**時価基準の適用**や**利益分配の多様化**などの下、**情報提供機能**が重視されるようになった。
- (5) そのような事情を反映して、**債権者保護**という視点が薄れて、**利害関係者への情報提供**に重点が移り、次のことが設定されている。

- ①情報提供機能ーメディア、IT 等によるディスクロージャーの強化
- ②剰余金分配規制ー
- ③計算書類作成要件の強化ー

2. 会社法会計の一般知識

(1) 会社法における計算書類等

- ① 計算書類 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表
- ② 計算書類の担当 (取締役会設置会社)

作成	代表取締役
監査	監査役(会)
承認	取締役会
確定	株主総会

- ③ 計算書類以外の書類 附属明細書、事業報告、事業報告の附属明細書

(2) 表示単位

- ① 1円、千円、百万円のいずれか
- ② 切り捨て、四捨五入等は規定なし (通常は切り捨て)
- ③ ゼロ項目、科目の記載の要否 (不要)

(3) 会計帳簿の保存期間

- ① 会計帳簿 仕訳日記帳、総勘定元帳、補助元帳と考えられる
- ② 会社法 株主会社は会計帳簿の閉鎖の時から10年間 (会 432②)
- ③ 法人税法 総勘定元帳や証憑書類 申告期限から7年間

(法 126、150 の 2、法規 59、67)

(4) 会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧権 (会 433①一)

- ① 発行済株式の3%以上を持つ株主は、
- ② 閲覧を求める理由を明にして、閲覧できる

(5) 会計慣行の「しん酌」規定

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準、その他の企業会計の会計慣行をしん酌する(計規3)

「企業会計の基準」の適用 金商法上の大会社、会社法上の会計監査人設置会社

「その他の企業会計の会計慣行」の適用 会計監査人設置会社以外、中小企業の会計指針の位置

具体的な決算スケジュールの策定

「取締役会設置+監査役(会)設置+会計監査人非設置」の3月決算会社のスケジュール

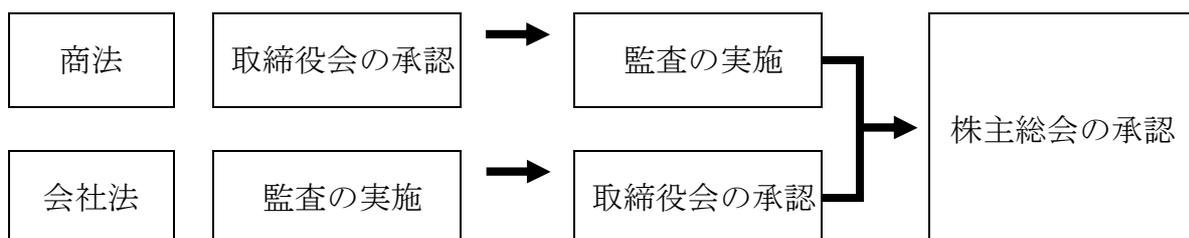
期末日		3月31日
監査役に対する計算書類の提出(注1)	4週間 (注2)	4月上、中旬
監査役からの監査報告		5月上、中旬
取締役会での計算書類承認		5月下旬
株主総会の招集通知の発送	2週間 (注3、4)	6月初
株主総会の開催日		6月中旬

(注1) 説明の便宜上、計算書類とその付属明細書の提出日を同一の日としています。

(注2) 一定の監査期間を確保するという趣旨ですから、監査役が十分と考えれば短縮することも可能です。

(注3) 公開会社でなければ、1週間に短縮できます。また、取締役会設置会社でなければ、1週間未満の期間を定款で定めることも可能です。

(注4) 招集通知の発送日から株主総会の開催日まで2週間必要という場合は、中14日間が必要とされています。



(6) 諸税金に関する会計処理

1. 法人税等の表示 (計規 93①) (P/L 末尾の表示)

税引前当期純利益	×××
法人税、住民税及び事業税	××
法人税等追徴額 (△還付額)	××
法人税等調整額	××
当期純利益	×××

2. 法人税等の会計処理等 (監査上の取扱い)

- | | |
|------------|--|
| ① 未払法人税等 | 法、住、事の未納付額 |
| ② 源泉所得額 | 法人税等の税額控除を受ける額は法人税等に含めて処理する。その他は営業外費用項目とする。 |
| ③ 利益以外の事業税 | P/L 上原価または販管費項目とする。
未納付額は「未払法人税等」に含めて処理する。 |
| ④ 事業所税 | P/L の原価または販管費項目とする。
重要な未納付額は「未払事業所税」等とする。 |

3. 繰延税金資産、負債の表示 (計規 74、75、83)

関連した資産または負債の分類に基づいて、流動資産、投資その他の資産または流動負債、固定負債に計上する。

特定の資産または負債に関連しないものは、事業年度の翌日から起算して1年内に取崩されるものは流動項目とし、それ以外は固定項目とする。

また、流動項目、固定項目については差額表示とする。

3. 貸借対照表の様式（計規 74、75、76）

貸借対照表
 （平成××年××月××日現在）

（単位：××円）

<p>資産の部</p> <p>I 流動資産</p> <p>現金及び預金</p> <p>受取手形</p> <p>売掛金</p> <p>有価証券</p> <p>商品</p> <p>前払費用</p> <p>繰延税金資産 ①</p> <p>貸倒引当金</p> <p>II 固定資産</p> <p>1 有形固定資産</p> <p> 建物(減損損失控除後取得価額)</p> <p> 構築物</p> <p> 工具器具及び備品</p> <p> 車両運搬具</p> <p> 建設仮勘定</p> <p>2 無形固定資産</p> <p> のれん ②</p> <p> 施設利用権</p> <p>3 投資その他の資産</p> <p> 投資有価証券</p> <p> 関係会社長期貸付金 ③</p> <p> 関係会社株式 ③</p> <p> 関係会社出資金 ③</p> <p> 長期前払費用</p> <p> 繰延税金資産(長期)①</p> <p> 貸倒引当金</p> <p> 投資損失引当金 ④</p> <p>III 繰延資産 ⑤</p> <p> 新株発行費</p> <p> 資産合計</p>	<p>負債の部 ⑥</p> <p>I 流動負債</p> <p> 1年内返済長期借入金 ⑦</p> <p> 役員賞与引当金 ⑧</p> <p> 未払法人税等</p> <p>II 固定負債</p> <p> 長期借入金</p> <p> 退職給付引当金</p> <p> 繰延税金負債 ①</p> <p> 負債合計</p> <p>純資産の部</p> <p>I 株主資本</p> <p> 1 資本金</p> <p> 2 新株式申込証拠金</p> <p> 3 資本剰余金</p> <p> (1) 資本準備金</p> <p> (2) その他資本剰余金</p> <p> 4 利益剰余金</p> <p> (1) 利益準備金</p> <p> (2) その他利益剰余金</p> <p> 別途積立金</p> <p> 繰越利益剰余金</p> <p> 5 自己株式</p> <p> 6 自己株式申込証拠金</p> <p>II 評価・換算差額等</p> <p> 1 その他有価証券評価差額</p> <p> 2 繰延ヘッジ損益</p> <p> 3 土地再評価差額金</p> <p>III 新株予約権</p> <p> 純資産合計</p> <p> 負債及び純資産合計</p>
---	--

- ① 繰延税金資産と繰延税金負債は相殺されて、いずれかが表示される
- ② 「企業結合の会計基準」で「のれん」に一本化(営業権や連結調整勘定)
- ③ 親会社・子会社・関連会社に対するものを含める
- ④ 設定目的を示す適当な名称を付ける
- ⑤ 限定列举の廃止により、会計慣行を斟酌
- ⑥ 法的債務性を有しない引当金に係る「引当金の部」は廃止
- ⑦ 従来、「1年以内」を「1年内」と「財規」との調和

4. 損益計算書の様式

損益計算書 ①

〔平成××年4月 1日から
平成××年3月31日まで〕

(単位：××円)

科 目	金 額
I ② 売上高	
II 売上原価	
売上総利益 (金額) ③	
III 販売費及び一般管理費 ⑥	
営業利益	
IV 営業外収益 ④	
受取利息及び配当金	
貸 貸 収 入	
為 替 差 益	
受 託 業 務 収 入	
雑 収 入	
V 営業外費用 ④	
支 払 利 息	
社 債 利 息	
新 株 発 行 費 償 却	
貸 貸 原 価	
雑 損 失	
経常利益	
VI 特別利益 ④	
固定資産売却益	
関係会社株式売却益	
VII 特別損失 ④	
固定資産除去損	
役員退職慰労引当金繰入額	
税引前当期純利益	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額 ⑧	
当期純利益 ⑤⑦	

- ① 財務諸表等規則(金融商品取引法)との調和を図ることとされている
- ② 区分表示 I～VII
- ③ 段階損益の表示
- ④ 重要性のあるものは細分表示
- ⑤ 株主資本変動計算書の「その他利益剰余金」の当期変動額と突合一致
- ⑥ 役員賞与は発生した会計期間の費用として処理する
 (仕訳例) 期末時 役員賞与引当金繰入額 ×××/役員賞与引当金 ×××
 決議時 仕訳なし
 支給時 役員賞与引当金 ×××/現預金 ×××
- ⑦ 包括利益の表示をすることができる(計規 95)
 当期純利益 + その他利益(有価証券の時価評価差額等)
- ⑧ 会計監査人設置会社以外は税効果会計は任意適用

5. 株主資本等変動計算書の様式 ①

(単位：××円)

	株主資本										評価・換算差額等			新株 予約権	純資 産合 計
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金				自 己 株 式	合 計	評 価 差 額 金 其 他 有 価 証 券	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	計		
		資 本 準 備 金	そ の 他	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		計							
						× × 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金								
前期末残高															
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当															
当期純利益															
自己株式の取得、処分															
×××××															
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)															
当期変動額合計															
当期末残高															

① B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す(会435② 計規59①)
従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握する必要性が生じてきた

②

6. 中小規模の会社における注記表の記載例

会計監査に設置会社でも公開会社でもない株式会社については、重要な会計方針に係る事項に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記およびその他の注記以外の注記事項を省略することが可能である。その他の注記とは、会計方針の変更や後発事象等の追加情報等である。ただし、計算書類の内容や会社の状況については、適宜注記事項を追加するのが望ましい。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- | | |
|-------------|--|
| (1) 時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| (2) 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 製品、半製品、原材料 | 年次総平均法による原価法 |
| (2) 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 有形固定資産 | 建物は定額法。その他の資産は定率法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物・構築物 10～50年 |
| | 工具器具備品 5～20年 |
| (2) 無形固定資産 | 定額法によっております。 |

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費 支出時に費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の法定繰入率に基づく繰入限度額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の100%から当事業年度末の年金資産を差し引いた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、期末日の為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 役員退職慰労引当金
2. リース取引に関する会計基準

(表示方法の変更)

(貸借対照表の注記) ×

1. 有形固定資産の減価償却累計額 ×××千円
2. 担保に供している資産
土地のうち、×××千円を長期借入金×××千円の担保に供しております。
3. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。
短期金銭債権 ×××千円
短期金銭債務 ×××千円
4. 取締役及び監査役に対する金銭債権は次のとおりであります。
短期金銭債権 ×××千円
長期金銭債権 ×××千円

(損益計算書の注記) ×

関係会社との取引高

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 売上高 | ×××千円 |
| (2) 仕入高 | ×××千円 |
| (3) 営業取引以外の取引高 | ×××千円 |

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数
普通株式 …………… ×××株
3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 平成×1年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議しております。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 ……………	××百万円
配当の原資 ……………	利益剰余金
1株当たりの金額 ……	××円
基準日……………	×年×月×日
効力発生日 ……………	×年×月×日
 - (2) 平成×2年×月×日開催の株主総会において、次のとおり決議する**予定**であります。
普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 ……………	××百万円
配当の原資 ……………	利益剰余金
1株当たりの金額 ……	××円
基準日 ……………	×年×月×日
効力発生日 ……………	×年×月×日

(1株当たり情報の注記) ×

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | ×××円××銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | ××円××銭 |

7. 附属明細書の様式

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(取得原価による記載)								
区 分	資産の 種 類	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当 期 償 却 額	差引期末 帳簿価額
有 固 定 資 産		円	円	円	円	円	円	円
	計							
無 固 定 資 産								
	計							

(記載上の注意点)

- ① 減損損失を認識した場合には、当期の減損損失を「当期減少額」欄に内書(括弧書)きします。
- ② 合併、事業の譲受けまたは譲渡、災害による廃棄等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由ならびに設備等の具体的な内容および金額を脚注します。

2. 引当金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
	円	円	円	円	円

- ① 「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注します。
- ② 退職給付に関する注記を個別注記表に記載しているときは、附属明細書にその旨を記載することで明細の記載を省略することができます。
- ③ 「当期増加額」と「当期減少額」は相殺せずに、それぞれ総額で記載します。

3. 販売費及び一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	円	
計		

8. 事業報告

記載事項	項目ごとの内容	参考となる資料
株式会社の状況に関する重要な事項	① 我が国の経済環境 ② 会社の属する業界の状況 ③ 会社の経営方針 ④ 会社の当期の業績 ⑤ 会社の長期目標 ⑥ 経営上の重要な契約 ⑦ 研究開発活動等	① 新聞・雑誌 ② 新聞・雑誌・業界専門誌 ③ 社内報 ④ 試算表・計算書類 ⑤ 経営計画書など ⑥ 各種契約書 ⑦ 社内研究開発資料
体制の整備の決定または決議の内容	① 内部統制の体制の整備についての決定	① 取締役会等決定機関の議事録

9. 事業報告の附属明細書の様式

他の法人等の業務執行取締役等を兼ねる会社役員の内職の状況の明細

区分	氏名	業務先法人名	業務の内容	備考
取締役	〇〇 〇〇	(株)◇◇商事	取締役	
	×× ××	△△ 株	取締役	
監査役	□□ □□	(株)〇〇商会	監査役	
	◇◇ ◇◇	×××(株)	取締役	

(注) 備考欄には、当該他の法人等の事業が当該株式会社の事業と同一のものである場合に、その旨を記載します(施規 128②後段)。

10. 監査報告書記載例

監査報告書

監査役××××は、平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第××期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容 ①

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査するなどの方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果 ②

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。 ③

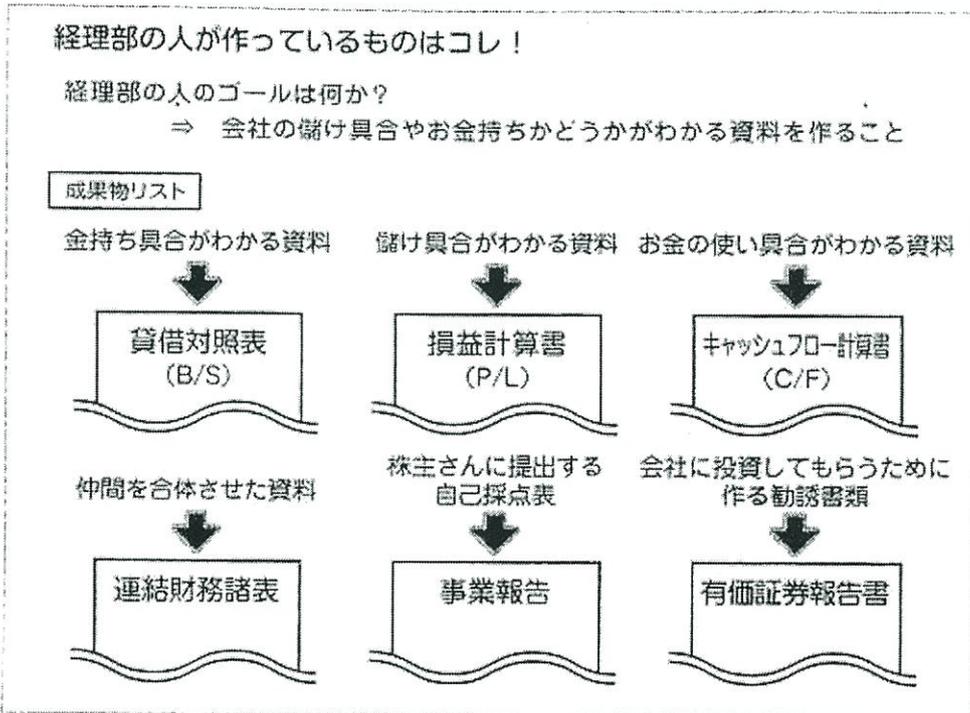
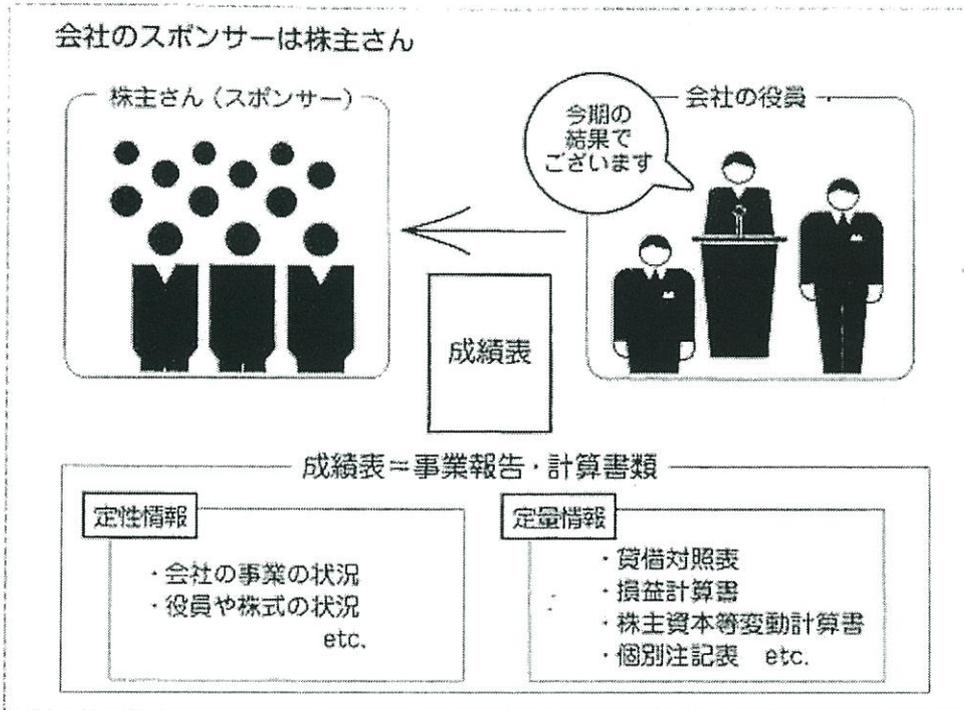
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成×年×月×日 ④

×××株式会社
監査役 ×××× 印

- ① 会計監査人を設置していませんから、監査役は、自ら主体的に会計監査を行う必要があります。
- ② 指摘すべき事項がある場合には、「監査の結果」の項にその旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載することになります。
- ③ 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載することになります。
- ④ 監査報告書作成日は、法定記載事項とされています。



これだけは知らなきゃヤバイよ！会計
(中尾篤史著 2011年4月 すばる舎発行)

1. 旧商法の会計の特色
債権者保護(会社財産の維持)の重視
2. 会社法会計の特色
経営者の受託責任や会社の債務弁済能力など情報提供機能の重視と株主債権者の自己責任の観点
3. 旧商法→会社法の変化とその必要性
株主のための有利な仕組(株主の経営参加と有限責任)として制度化された株式会社制度は同時に、債権者(銀行等)の債権保全の強化(**債権者保護**)を必要とした。このため会社の計算規定は「債権者保護」を中心としたが、20世紀の末からのグローバル化による実物財の経済から金融財、無形財の重視は、会社法の計算規定の目的を「情報提供機能」と「計算書類作成の要件強化」を通じて情報の信頼性による株主も含めて債権者自らの**自己責任原則**を重視する考え方へと変化した。
4. 会社法計算書類の4表(1)貸借対照表とは、
決算日時点(例えば3月31日)に会社がどの位の資産を持ち、どのように資金を調達したかを表示する計算書類。
(資産－負債＝純資産)
5. (2)損益計算書とは、
会計期間内にどのように、どのような利益をあげたかを表示する計算書類。
(収益－費用＝利益)
6. (3)株主資本等変動計算書とは、
B/Sの純資産の部の一会計期間中の変動状況を株主等に示す計算書類
従来、決算確定手続のみにより変動していた純資産の部の数値の変更が多様化(自己株式の取得、消却、処分、有価証券評価差額金等)したため、純資産の部の変動を明確に把握するに必要。
7. (4)注記表とは、
B/SやP/L、株主資本等変動計算書などの内容や会社の状況を計算書類の利用者に、より正確に伝えるため補足的に説明する計算書類。
8. キャッシュフロー計算書とは、
B/Sにおける現預金(Cash)増減即ち、Cash(お金)の動きを(1)営業活動、(2)投資活動、(3)財務活動に分けて、一定期間のCashの増減を把握できる表。

“60秒でサッと読めます”

巨額の不正と内部統制



(仕事に役立つ新しい会計 8)

平成24年2月29日(水)

会計の最大の目的は**企業財産の保全**である。その一面は**効率的な経営**であり、もう一つの面は**不正の防止**である。最近、大王製紙、オリンパス、AIJ投資顧問等の巨額な会計不正や破綻が連続して発生している。これらの事故の発生を防止し、経営者の暴走を止め、**ガバナンス**を確立するのが内部統制である。しかし乍ら、現実には起きている不正の発生は、企業における内部統制の評価と監査が有効に機能していないためだと言える。

会社法や金融商品取引法を初め、内部統制については、法律や多くの原則、指針等が基準化されている。その必要性が認識されたのは米国における巨額の不祥事による**会計不信**であり、その**反省を込めて**法制化された。

2001年からエンロン、アンダーセン、ワールドコムを相次いで倒産に追い込んだ大規模な会計不正に対する失われた信頼を取り戻すために、2002年に米国において**SOX法(企業改革法)**が施行された。そのポイントは、経営者と監査法人が企業の内部統制とその開示の評価を毎年実行することであった。

米国に遅れること4年、西武鉄道、カネボウ事件などを経てわが国では金融商品取引法が法制化され、内部統制制度が導入された。すべての上場企業は、財務諸表に係わる**内部統制制度を構築**し、その**監査**を受けなければならないことになっている。それは手痛い被害に基づいた反省である。

巨額な不正が再発するのは物事の本来の目的が行われていないからである。内部統制の評価と監査の運用と重点の置き方が誤っているのではないだろうか。例えば、代表的な**内部統制基準**である「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」基準化されている多くの項目のうち基本的に必要なものは何かと言えばただ**一項目、全社的な内部統制**の部分である。

全社的な内部統制の対象は、そんなに複雑ではない。①**財務諸表そのもの**、②**連結ベースの思考**、③**財産の保全**であり、これらの点について株主、取締役会、監査役、会計監査人等の法的機関が経営者に対して機能すれば、本質的な、或いは、巨額な不正は防ぎ得る。要は、これらの機能が当然のこととして、頭(経営トップ)に対して作用すれば、**頭は腐らず**、巨額な不正が起こることは少ない筈である。

結論として言えば、制度化された内部統制の評価と監査によってその**目的とする成果(財産の保全)**を凶る**目的意識と不屈の順法精神**を持って業務を実施すべきである。上記の「あり方」を読んで多大のコストと時間をかけて構築した内部統制であるのに、**労多くして実益の少ない内部統制基準の実施に**停まっていることを反省すべきである。部分的で、細かくて、複雑なチェック事項ばかりに無駄なエネルギーと時間を浪費せずに、本来の目的である**経営責任(全社事項)**のチェックを実質的に行う、即ち**森を見る**ことを忘れないことが肝要である。雨の後の水たまりで釣りをするような実務や心構えでは魚は釣れないのである。



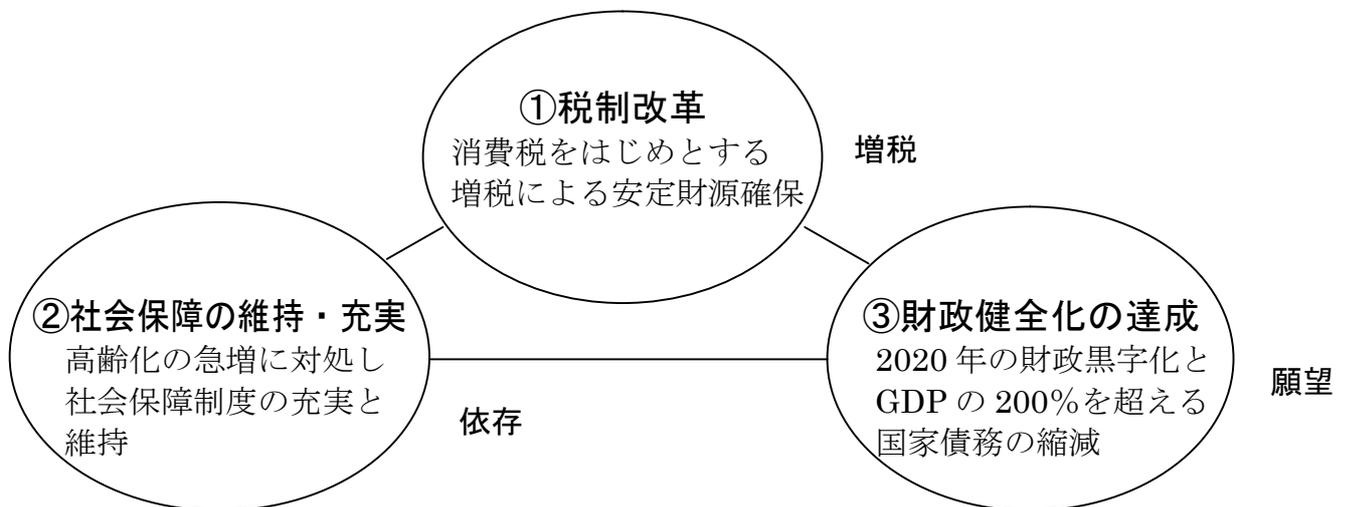
一体改革と金融津波

(2月のごあいさつ)

平成24年2月20日(月)

予想しがたいような最近の天候は、日本の政治経済の動向とも似ています。

政府によれば、社会保障と税の一体改革とは、社会情勢が大きく変化する中で、**①税制の抜本改革で安定財源を確保し、②社会保障制度の維持・充実と、③日本の財政健全化を図り、我が国にとって待ったなしとなった社会保障制度の維持と財政健全化という二大目標を同時に実現するための改革**ということだ。それを図にすると、



内容を一見しても、人口減少社会の到来に備えた給付と負担の見直しは不十分で、医療、介護分野の費用を押え込む効果も信頼できず、歳出削減の行動を欠く財政健全化の道りは厳しいというのが現実である。**消費税率を10%に引き上げ、社会保障制度の安定と財政健全化を目指す一体改革**と言われても、素直には受け取れない。そのイメージは一体感を欠いたバラバラの**①増税、②依存拡大、③希望的観測**、という**政府の改革願望**とすら感じる。リーダーシップというものは、過去に何度も実現しなかった先送り(1999.2 経済戦略会議、2001.1 経済財政諮問会議)ではなく、少なくとも**行動を伴った発言**であって欲しい。

金融・経済の大津波という発言もリーダーシップを欠き、狼少年のように無責任である。2008年のリーマンブラザーズの破綻は、確かに世界経済を覆った百年に一度の金融津波であったし、現下の欧州債務危機の拡大は津波の再来を予測させるものもある。加えて、GDPの200%を超えて、尚、国家債務を膨らませている当事国のリーダーの発言となれば、無責任さを云々する前に、足下に金融津波が突然押し寄せてくるかの恐怖感も起きる。

以上を読み返すと、予想しがたいような**経済惨事、狼少年の不幸な警告**が本当に迫って来そうな気になる。

“60秒でサッと読めます”

経営能力の評価基準



(会計の新しい工夫 21)

平成 24 年 5 月 30 日 (水)

20世紀の初め、米国の農民層は、孤立した、未開拓の、独自の、巨大な市場であった。誰もが到達できなかったその市場へのチャンネルを求めするために、シアーズローバックは、農民のニーズと欲求に応える、正直なカタログと安価で信頼性のある大量の商品の開発と発送が出来る組織とシステムを確立し、全米一の小売業へと発展して行った。これはドラッカーの現代の経営の中の“シアーズ物語”に記述されているところである。

我が社の顧客は誰か、という問に対して、一人一人としては購買力の小さな、都市とは異なるニーズを持った孤立した世界の住人、農民と答を定め、その農民にとって価値あるものは何かという思考と探究を行った。そして我が社の市場はどこかとの問いに対しては、未開拓の農村市場と定義した。これを最重要課題として、通常のチャンネルでは到達できない市場への論理的な流通チャンネルを開拓したという成功の物語である。

ドラッカーはこれをイノベーションの成功例としてかかげ、このような企業経営の成功にはイノベーションとしての、市場、顧客の開拓、生産性の革新、新たな市場ニーズの発見等が必要であるとしている。

最近ある企業で、歩留率の改善に取り組むことによって億にも達する数年間の累積損失を解消するという例を見た。企業には様々な問題が発生するが、短期的には最も重要な解決すべき課題はたいていの場合、複数ではなくて一つである。この企業の例を見ても、経緯は必ずしも単純ではなく、特別な事情もあり老朽設備の更新は叶わず、数年間の問題点との継続した取組みの中で、歩留率の改善、それも設備投資なしの人的能力による改善がその出口であるとした。結局のところ、ふさわしい論理をより明確に、より一貫性をもって、より合理的に仕事に適用した結果、生産性の向上（歩留率の向上、1%が数百万円に相当する改善を4年程度で6%以上の改善を実現）が図られたのである。この企業は次のステップとして長期的な課題に取り組んでいる。

このような例を見、聞きして、経営能力を評価測定できるのは、イノベーション、即ち最重要課題への論理的な取組み、上記の例の場合には、市場や顧客の開拓と生産性の革新であると感じた。

イノベーションについても、市場や顧客の開拓や生産性の革新や、まして新たな市場ニーズの発見については、事前にはほとんど未知の世界への挑戦である。イノベーションの目標の設定を裏切るものにする方法は一つしかない。それはそれぞれにおいて、最重要課題を把握し、何を評価測定するか（課題とするか）を決定し、その評価測定の尺度（市場への到達、歩留率）を論理的に明確にして実行することであると思える。

会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト

平成23年4月28日
日本公認会計士協会

1. はじめに

本研究報告は、中小規模の監査事務所が、会社法第436条第2項第1号に基づく計算書類及びその附属明細書の監査並びに会社法第444条第4項に基づく連結計算書類の監査（以下「会社法監査」という。）において、その表示の確認を実施する際の参考に資するため、チェックリストの形式で取りまとめたものである。

2. 本研究報告の構成

本研究報告は、次のように構成している。

I 総括のためのチェックリスト

会社法計算書類等の検討結果の査閲、追加検討及び修正事項のフォローのために用いるチェックリストであり、会社法計算書類等の表示方法等に関する監査の結果を総括して示すものである。

II 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表〔個別注記表を作成していない場合は、計算書類の注記事項〕）に関する表示のチェックリスト

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表〔個別注記表を作成している場合〕の表示が、会社法、会社計算規則、企業会計基準委員会が公表する企業会計基準等及び日本公認会計士協会が公表する各種実務指針等に従っているか否かを検討するためのチェックリストである。なお、企業結合会計・事業分離に関する注記の部分はⅡ別紙としている。

III 附属明細書に関する表示のチェックリスト

計算書類の附属明細書の記載が、会社計算規則及び日本公認会計士協会が公表する各種実務指針等に従っているかどうかを検討するためのチェックリストである。

IV 連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表〔連結注記表を作成していない場合は、連結計算書類の注記事項〕）に関する表示のチェックリスト

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表〔連結注記表を作成している場合〕の表示が、会社法、会社計算規則、企業会計基準委員会が公表する企業会計基準等及び日本公認会計士協会が公表する各種実務指針等に従っているか否かを検討するためのチェックリストである。なお、企業結合会計・事業分離に関する注記の部分はⅣ別紙としている。

3. 本研究報告利用上の留意点

本研究報告の利用に当たっての留意点は、次のとおりである。

- (1) 本研究報告は、会社法監査における計算書類等に関する表示の確認を実施する際のチェックリストの一例を示したものである。したがって、被監査会社の計算書類等の表示を確認する際には、それぞれの実情に即して、加除修正等の検討を行う必要がある。
- (2) 本研究報告は、平成23年3月31日時点で施行・適用されている法令や実務指針等に基づいて作成しており、法令や実務指針等の改正が実施された場合には、その改正事項を考慮

したうえで使用する必要がある。

4. チェックリストの利用方法

- (1) II～IVの各チェックリストに示された項目の内容に基づいて記載事項を検討し、次の方法によって回答する。
 - ① 妥当と認められる場合には、回答欄の「然」欄のチェック・ボックスにチェックをいれる。
 - ② 不当又は検討の余地があると認められる場合には、回答欄の「否」欄のチェック・ボックスにチェックをいれるとともに、その理由、修正方法等を別途記載し、さらに、これに関して会社と協議した結果を記載する。なお、これらについて監査調書を作成した場合には、「否」欄に参照調書番号を記載する。
 - ③ 回答欄の検討に当たっては、適宜、関係法令等を参照する。
 - ④ 会社が修正に応じなかった場合には、特にその旨が明らかになるように別途記載するとともに、遅滞なく監査責任者に報告する。
 - ⑤ 該当する事項がない場合には、回答欄の「該当なし」欄のチェック・ボックスにチェックをいれる。
- (2) II～IVのチェックリストによる検討結果を「I 総括のためのチェックリスト」の結論に記載する。
- (3) 各チェックリストは、作業終了後、監査調書にとじ込んで保管する。

5. 略称等

本研究報告において使用している略称及び略号は、次のとおりである。

- 法・・・・・・会社法
- 計規・・・・・・会社計算規則
- 再評価・・・・土地の再評価に関する法律
- 再評価Q&A・・・・改正土地再評価に関するQ&A
- 財規・・・・・・財務諸表等規則
- 連規・・・・・・連結財務諸表規則
- 企原・・・・・・企業会計原則
- 企財・・・・・・企財審査ニュース
- 企財L・・・・・・企財審査レター
- 金会・・・・・・金融商品に係る会計基準
- 金実・・・・・・金融商品会計に関する実務指針
- 金QA・・・・・・金融商品会計に関するQ&A
- 研開・・・・・・研究開発費等に係る会計基準
- 退実・・・・・・退職給付会計に関する実務指針（中間報告）
- 外実・・・・・・外貨建取引等の会計処理に関する実務指針
- 減会・・・・・・固定資産の減損に係る会計基準
- 結会・・・・・・企業結合会計基準
- 分会・・・・・・事業分離等会計基準
- 企会基・・・・・・企業会計基準（注1）
- 適針・・・・・・企業会計基準適用指針（注2）
- S P C・・・・・・特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針
- 対報・・・・・・実務対応報告（注3）

消費・・・消費税の会計処理について（中間報告）

報告・・・監査委員会報告、監査・保証実務委員会報告、会計制度委員会報告（注4）

会計報告・・・会計制度委員会報告

研究報告・・・会計制度委員会研究報告

記・・・会計制度委員会研究報告第9号記載上の注意

（注1）

略 称	名 称
企会基1号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企会基5号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企会基6号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企会基8号	ストック・オプション等に関する会計基準
企会基9号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企会基15号	工事契約に関する会計基準
企会基16号	持分法に関する会計基準
企会基18号	資産除去債務に関する会計基準
企会基21号	企業結合に関する会計基準
企会基22号	連結財務諸表に関する会計基準

（注2）

略 称	名 称
適針6号	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針
適針9号	株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針
適針10号	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針
適針11号	ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針

（注3）

略 称	名 称
対報5号	連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）
対報12号	法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い
対報24号	持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い

（注4）

略 称	名 称
報告32号	耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い
報告61号	債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い
報告69号	販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い
報告71号	子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い
報告74号	継続企業の前提に関する開示について
報告77号	追加情報の注記について

会社名 _____

自 年 月 日
 事業年度 第 期
 至 年 月 日

会社法計算書類等に関する表示のチェックリスト

I 総括のためのチェックリスト

番号	項 目	回答欄		
		然	否	該当なし
1	計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類（以下「計算書類等」という。）を入手し、次に掲げる検討を行ったか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 計算書類等の記載事項が関係法令、規則等にしがって作成されていることをⅡ～Ⅳまでのチェックリストに基づいて確かめたか。			
	(2) 計算書類等の記載金額を、監査済みの計算書類組替表、連結計算書類組替表と照合したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	計算書類等の注記事項について、監査調書と照合可能なものは照合を行ったか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	計算書類等の記載事項のうち前期に関するものについて、前期の計算書類等の記載事項と一致していることを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	検算可能なものは検算を行ったか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	計算書類等相互間の整合性を確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	各項目の記載内容について、異常項目の有無を検討したか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	株主総会招集通知に添付される事業報告の記載内容と計算書類等に重要な不一致、矛盾がないことを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	監査報告書に添付して会社に提出する計算書類等を表示検討草案と照合し、一致していることを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	株主総会招集通知に添付される計算書類、連結計算書類が正本と一致していることを確かめたか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

〔結 論〕

チェック実施者 _____ 年 月 日 _____

査閲者 _____ 年 月 日 _____

II 計算書類に関する表示のチェックリスト

番号	項 目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
1	(作成すべき計算書類) 計算書類として貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表(ただし、独立した一表とする必要はなく脚注方式で記載できる。)が作成されているか	法 435(2) 計規 59(1) 57(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	(金額単位) 計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)に係る事項の金額は、1円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示しているか。	計規 57(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	(表示言語) 計算関係書類は日本語をもって表示されているか。ただし、他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りではない。	計規 57(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貸借対照表					
4	(貸借対照表の区分) (1) 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しているか。 ① 資産 ② 負債 ③ 純資産 (2) 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付しているか。	計規 73(1) 73(2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	(資産の部の区分) 資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目(②固定資産を除く。)は、適当な項目に細分しているか。 ① 流動資産 ② 固定資産 ③ 繰延資産	計規 74(1)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しているか。 ① 有形固定資産 ② 無形固定資産 ③ 投資その他の資産	計規 74(2)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとしているか。 ① 現金及び預金(1年以内に期限の到来しない預金を除く。) ② 受取手形(通常取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下同じ。)に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権(以下「破産更生債権等」という。)で1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。)	計規 74(3)①	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	③ 売掛金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの（破産更生債権等で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。）及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥ 売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑧ 製品、副産物及び作業くず		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑨ 半製品（自製部分品を含む。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑩ 原料及び材料（購入部分品を含む。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑪ 仕掛品及び半成工事		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑫ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑬ 前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金（当該前渡金に係る債権が破産更生債権等で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。）をいう。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑭ 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑮ 未収収益		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑯ 次に掲げる繰延税金資産		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(i) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産				
	(ii) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取崩されると認められるもの				
	⑰ その他の資産であって、1年内に現金化できると認められるもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	次に掲げる資産（ただし、①から⑧までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。）は、有形固定資産に属するものとしているか。 ① 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備 ② 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。） ③ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備 ④ 船舶及び水上運搬具 ⑤ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具	計規 74(3)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	⑥ 工具、器具及び備品（耐用年数1年以上のものに限る。） ⑦ 土地 ⑧ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該が①から⑦まで及び⑩に掲げるものである場合に限る。） ⑨ 建設仮勘定（①から⑦までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。） ⑩ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとしているか。 ① 特許権 ② 借地権（地上権を含む。） ③ 商標権 ④ 実用新案権 ⑤ 意匠権 ⑥ 鉱業権 ⑦ 漁業権（入漁権を含む。） ⑧ ソフトウェア ⑨ のれん ⑩ リース資産（当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が①から⑧及び⑩に掲げるものである場合に限る） ⑪ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの	計規 74(3)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとしているか。 ① 関係会社の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）その他流動資産に属しない有価証券 ② 出資金 ③ 長期貸付金 ④ 次に掲げる繰延税金資産 (イ) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (ロ) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取崩されると認められないもの ⑤ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち7④に掲げるもの以外のもの ⑥ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち7⑤に掲げるもの以外のもの ⑦ その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの ⑧ その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又	計規 74(3)④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	⑦ 資産除去債務のうち、14⑩に掲げるもの以外のもの ⑧ その他の負債であって、流動負債に属しないもの		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	(純資産の部の区分) 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 株主資本 ② 評価・換算差額等 ③ 新株予約権	計規 76 (1) ①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、⑤自己株式に掲げる項目は控除項目とする。 ① 資本金 ② 新株式申込証拠金 ③ 資本剰余金 ④ 利益剰余金 ⑤ 自己株式 ⑥ 自己株式申込証拠金	計規 76 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 資本準備金 ② その他資本剰余金 なお、その他資本剰余金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	計規 76 (4) 計規 76 (6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 利益準備金 ② その他利益剰余金 なお、その他利益剰余金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	計規 76 (5) 計規 76 (6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
20	評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しているか。 ① その他有価証券評価差額金 ② 繰延ヘッジ損益 ③ 土地再評価差額金	計規 76 (7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。	計規 76 (8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	国内CD（譲渡性預金）は、有価証券として表示しているか。	金 QA1, 67	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	(たな卸資産及び工事損失引当金の表示) 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。	計規 77	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
24	(貸倒引当金等の表示) 各資産に係る引当金は、次の25による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	計規 78(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
25	各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。	計規 78(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示) 有形固定資産に対する減価償却累計額は、次のいずれかの方法による表示によっているか。 ① 科目ごとに控除する形式の記載(科目別間接控除法) ② 2以上の科目から一括して控除する形式の記載(一括間接控除法) ③ 控除残額のみを記載して科目別又は一括注記(直接控除注記法)	計規 79	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示) 減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額(有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。 ただし、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができる。 ① 減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示する。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。 ② 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示する。	計規 80(1) (2)(3) 適針6 号57	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	(無形固定資産の表示) 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しているか。	計規 81	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
29	(ソフトウェア) 市場販売目的のソフトウェア及び自社利用のソフトウェアを資産として計上する場合には、無形固定資産の区分に計上しているか。 (注) 制作途中のソフトウェアの制作費については、無形固定資産の仮勘定として計上しているか。	研開四 4, 注4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	(関係会社株式等の表示) 関係会社の株式又は出資金は、関係会社株式又は関係会社出資金の項目をもって別に表示しているか。	計規 82(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
31	(繰延税金資産等の表示) 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しているか。	計規 83 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しているか。	計規 83 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	(再評価に係る繰延税金資産) 「土地の再評価に関する法律」第7条第1項に規定する再評価に係る繰延税金資産は、投資その他の資産に再評価に係る繰延税金資産の科目をもって別に掲記しているか。	再評価 Q&A2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
34	(繰延資産の表示) 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しているか。	計規 84	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	(再評価に係る繰延税金負債) 「土地の再評価に関する法律」第7条第1項に規定する再評価に係る繰延税金負債は、固定負債に再評価に係る繰延税金負債の科目をもって別に掲記しているか。	再評価 Q&A2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	(新株予約権の表示) 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しているか。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。	計規 86	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	(土地再評価差額金) 再評価差額に繰延税金資産・負債を加減した金額を土地再評価差額金として純資産の部に記載しているか。	再評価 Q&A1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38	(自己株式の処分) (1) 自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上しているか。 (2) 自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、その他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額しているか。 (3) 自己株式処分差益と自己株式処分差損は、会計年度単位で相殺した上で上記の処理をしているか。	企会基 1号9, 10, 12, 42	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	損益計算書				
39	(損益計算書の区分) 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。 ① 売上高 ② 売上原価 ③ 販売費及び一般管理費 ④ 営業外収益 ⑤ 営業外費用	計規 88 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	⑥ 特別利益		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑦ 特別損失		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	特別利益に属する利益は、以下の区分に従い、細分しているか。	計規 88 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	① 固定資産売却益		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 前期損益修正益		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③ 負ののれん発生益		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④ その他の項目の区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
特別損失に属する損失は、以下の区分に従い、細分しているか。	計規 88 (3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
① 固定資産売却損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 減損損失		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③ 災害による損失		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④ 前期損益修正損		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤ その他の項目の区分	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	特別利益、特別損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。	計規 88 (4)			
41	損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付しているか。	計規 88 (7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	(売上総損益金額) 売上高から売上原価を減じて得た額（以下「売上総損益金額」という。）は、売上総利益金額として表示しているか。売上総損益金額が零未満である場合には、零から売上総損益金額を減じて得た額を、売上総損失金額として表示しているか。	計規 89 (1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(営業損益金額) 売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しているか。営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しているか。		計規 90 (1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
43	(経常損益金額) 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しているか。経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しているか。	計規 91 (1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
44	(税引前当期純損益金額) 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しているか。税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しているか。	計規 92 (1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
46	(税等) 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しているか。 ① 当該事業年度に係る法人税等 ② 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される①に掲げる法人税等の調整額をいう。）	計規 93 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
47	法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、当該事業年度に係る法人税等に含めて表示することができる。	計規 93 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
48	(当期純損益金額) 下記①、②の合計額から下記③から⑤の合計額を減じて得た額は、当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しているか。 ① 税引前当期純損益金額 ② 法人税等の更正、決定等による還付税額 ③ 法人税等 ④ 法人税等調整額 ⑤ 法人税等の更正、決定等による納付税額	計規 94 (1) (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
49	(法人事業税の付加価値割及び資本割) 法人事業税の付加価値割及び資本割については、原則として、販売費及び一般管理費に計上しているか。 ただし、合理的な基準に基づき売上原価（当期製造費用）に配分することができる。	対報 12 号①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
50	(厚生年金基金の代行返上に係る損益) 厚生年金基金の代行部分過去分返上の処理を行った場合、下記の(1) (2) 及び(3) の損益は純額で、特別損益項目として表示しているか。 (1) 過去分返上認可を受けた日における、過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務と国への返還相当額（最低責任準備金）との差額 (2) 過去分返上認可を受けた日における、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的な方法により算定した金額 (3) 返還の日における、過去分返上認可により修正された退職給付債務と実際返還額との間に差額が生じた場合の、当該差額。ただし、当該差額の重要性が低い場合は、当該処理を行わないことができる。	退実 44-2, 61-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
51	(自己株式に関する付随費用) 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、営業外費用として表示しているか。	企会基 1号 14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
52	(のれんの償却)				
	(1) のれんの償却は、販売費及び一般管理費に計上しているか。減損処理以外の事由で、のれんの償却額を特別損失に計上することはできない。	適針 10 号 76 (3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 平成 22 年 4 月 1 日前に発生した負ののれんの償却額は、営業外収益に計上しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
53	(有価証券の売却損益)				
	(1) 売買目的有価証券の売却損益は、売買を主たる事業としている場合には営業損益に純額表示しているか。また、それ以外の場合は営業外損益に純額表示しているか。	金 QA68	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 子会社株式及び関連会社株式の売却損益は、特別損益に原則として売却損益を相殺せずに総額表示しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
54	(有価証券に係る損益)				
	(1) 売買目的有価証券に係る損益は、利息、配当金、売却損益及び評価損益を一括して、売買有価証券運用損益として表示しているか。ただし、利息及び配当金を売買目的有価証券利息及び配当金とし、売却損益と評価損益を売買有価証券運用損益と表示することもできる。	金 QA69	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 上記以外の有価証券に係る損益は、有価証券の計上区分に応じて①利息及び配当金、②売却損益、③評価損益を区分して表示しているか。ただし、純資産の部に計上されるその他有価証券評価差額金を除く。 (注) 有価証券の保有目的区分の変更による振替損益がある場合には、その内容を明瞭に示す科目で表示することが適当である。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
55	(資産除去債務に関する損益項目の表示)				
	(1) 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上しているか。	企会基 18 号 13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 時の経過による資産除去債務の調整額は、損益計算書上、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上しているか。	企会基 18 号 14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
55	(3) 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債	企会基	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	務の決済のために実際に支払われた額との差額は、損益計算書上、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上しているか。	18号15			
56	(適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務) 適用初年度における期首残高の算定は次のように行い、両者の差額は適用初年度において原則として特別損失に計上しているか。 (1) 適用初年度の期首における既存資産に関連する資産除去債務は、適用初年度の期首時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率により計算を行う。 (2) 適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用は、資産除去債務の発生時点における割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率が、適用初年度の期首時点と同一であったものとみなして計算した金額から、その後の減価償却額に相当する金額を控除した金額とする。	企会基 18号18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
57	(「棚卸資産の評価に関する会計基準」の平成20年改正会計基準) (1) 平成20年改正会計基準の適用初年度において、棚卸資産の評価方法を後入先出法から平成20年改正会計基準に定める評価方法へ変更したことによる影響額が多額である場合、適用初年度の期首における棚卸資産の帳簿価額合計額とその時点の再調達原価合計額の差額(適用初年度の期首の棚卸資産に係る保有損益相当額)のうち当期の損益に計上された額を、特別損益に表示することができる。 (2) 平成20年改正会計基準の適用初年度において、会計基準の変更に伴い後入先出法から平成20年改正会計基準に定める評価方法への変更が計算書類に与える影響を記載する際には、後入先出法を適用した場合の損益と変更後の評価方法による損益との差額に代えて、以下の金額を当該会計方針の変更の影響として注記することができる。 ・ 払い出した棚卸資産の帳簿価額合計額(売上原価)と払出し時点の再調達原価合計額の差額(当期の損益に含まれる棚卸資産の保有損益相当額) この場合、以下の事項をあわせて注記しているか。 (1) 当該保有損益相当額の算定方法の概要 (2) 当該保有損益相当額の算定に含めた棚卸資産の範囲等に関する事項	企会基 9号 21-3 企会基 9号 21-4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
株主資本等変動計算書					
58	株主資本等変動計算書は、以下の項目に区分して表示しているか。 ① 株主資本 ② 評価・換算差額等 ③ 新株予約権	計規 96(2)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
59	株主資本等変動計算書に表示される各項目の前期末残高及び当期末残高は、前期及び当期の貸借対照表の純資産の部における各項目の期末残高と整合しているか。	企会基 6号5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
60	(株主資本) 株主資本等変動計算書の株主資本は、以下の項目に区分しているか。 ① 資本金 ② 新株式申込証拠金 ③ 資本剰余金 ④ 利益剰余金 ⑤ 自己株式 ⑥ 自己株式申込証拠金	計規 96 (3) ①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
61	株主資本等変動計算書の資本剰余金及び利益剰余金は、以下に掲げる項目に区分しているか。この場合において、その他資本剰余金及びその他利益剰余金に掲げる項目は、適当な名称を付した項目に細分することができる。 ① 資本剰余金 次に掲げる項目 (イ) 資本準備金 (ロ) その他資本剰余金 ② 利益剰余金 次に掲げる項目 (イ) 利益準備金 (ロ) その他利益剰余金 その他利益剰余金のうち、任意積立金のように、株主総会又は取締役会の決議に基づき設定される項目については、その内容を示す科目をもって表示し、それ以外については繰越利益剰余金にて表示しているか。	計規 96 (4) ① ②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
62	資本金、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式に係る項目は、以下に掲げるものについて明らかにしているか。この場合において、②当期変動額については、変動事由ごとに当期変動額及び変動事由を明らかにしなければならない。 ① 前期末残高 ② 当期変動額 ③ 当期末残高	計規 96 (7) 企会基 6号6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
63	新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載しているか。 (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法 (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法	適針 9 号 8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
64	剰余金の配当は、その他資本剰余金又はその他利益剰余金の変動事由として表示しているか。	財規 101 (3) 適針 9 号 7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
65	当期純利益金額又は当期純損失金額は、その他利益剰余金の変動事由として表示しているか。	財規 101(4) 企会基 6号7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
66	その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載しているか。	財規 102 適針9 号4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
67	(評価・換算差額等) 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分することができる。 ① その他有価証券評価差額金 ② 繰延ヘッジ損益 ③ 土地再評価差額金	計規 96(5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
68	評価・換算差額等及び新株予約権に係る項目は、それぞれ前期末残高及び当期末残高並びにその差額について明らかにしているか。この場合において、当期変動額については、その主要なものを変動事由とともに明らかにすることができる。	計規 96(8)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
69	株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。	企会基 6号8 適針9 号9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
70	株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。 (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法 (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法	企会基 6号8 適針9 号10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
71	その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により表示しているか。 (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法 (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法 この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳科目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。	適針9 号12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
72	繰越ヘッジ損益についても、上記69と同様に取り扱う。	適針9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
		号 12			
73	評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。	財規 104 適針 9 号 5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
74	（新株予約権） 新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。	計規 96 (6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
75	（別記事業） 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則別記に掲げる事業（以下「別記事業」という。）を営む会社（企業集団を含む。以下において同じ。）が当該別記事業の所管官庁に提出する計算関係書類の用語、様式及び作成方法について、特に法令の定めがある場合又は当該別記事業の所管官庁がこの省令に準じて計算書類準則（以下「準則」という。）を制定した場合には、当該別記事業を営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、会社計算規則第 1 章から第 6 章までの規定にかかわらず、その法令又は準則の定めによっているか。 ただし、その法令又は準則に定めのない事項については、この限りでない。	計規 118 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
76	会社計算規則第 118 条第 1 項の規定にかかわらず、別記事業（同項の法令又は準則の定めのあるものに限る。以下同じ。）の二以上を兼ねて営む会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、それらの別記事業のうち、当該会社の事業の主要な部分を占める事業（以下「主要事業」という。）に関して適用される法令又は準則の定めによる。ただし、その主要事業以外の別記事業に関する事項については、主要事業以外の別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによることができる。	計規 118 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
77	別記事業とその他の事業とを兼ねて営む会社の主要事業が別記事業でない場合には、当該会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法については、会社計算規則第 118 条第 1 項の規定を適用しないことができる。ただし、別記事業に関係ある事項については、当該別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによることができる。	計規 118 (3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
78	会社計算規則第 118 条第 1 項乃至第 3 項の規定の適用がある会社（当該会社が作成すべき計算関係書類の用語、様式及び作成方法の全部又は一部について別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによるものに限る。以下「別記事業会社」という。）が作成すべき計算関係書類について、この省令の規定により表示を要しない事項がある場合においては、当該事項に関して適用される法令又は準則の定めにかかわらず、その表示を省略し、又は適当な方法で表示することができる。	計規 118 (4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
79	(会社法以外の法令の規定による準備金等) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金であって、資産の部又は負債の部に計上することが適当でないもの(以下「準備金等」という。)は、固定負債の次に別の区分を設けて表示しているか。この場合において、当該準備金等については、当該準備金等の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか	計規 119(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
80	会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項(②の区別をすることが困難である場合にあっては、①に掲げる事項)を注記表に表示しているか。 ① 当該法令の条項 ② 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別	計規 119(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

II 計算書類に関する表示のチェックリスト（個別注記表）

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
81	（個別注記表の区分） 注記表は、次に掲げる項目に区分して記載しているか（個別注記表を作成しない場合は他の計算書類に注記事項を注記しているか。）。 (1) 継続企業の前提に関する注記 (2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 貸借対照表等に関する注記 (4) 損益計算書に関する注記 (5) 株主資本等変動計算書に関する注記 (6) 税効果会計に関する注記 (7) リースにより使用する固定資産に関する注記 (8) 金融商品に関する注記 (9) 賃貸等不動産に関する注記 (10) 持分法損益等に関する注記 (11) 関連当事者との取引に関する注記 (12) 1株当たり情報に関する注記 (13) 重要な後発事項に関する注記 (14) 連結配当規制適用会社に関する注記 (15) その他の注記 ただし、会計監査人設置会社のうち大会社で有価証券報告書提出会社以外の株式会社については(10)の注記は要しない。	計規 98(1), (2)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		注記の方法			
82	（注記の方法） 貸借対照表等、損益計算書等又は株主資本等変動計算書等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしているか。	計規 99	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	継続企業の前提に関する注記				
83	継続企業の前提に関する注記は注記表の会計方針の冒頭に記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
84	継続企業の前提に関する注記は、事業年度の末日において、当該株式会社か将来にわたって事業を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く）は、以下の項目を注記しているか。 (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 (4) 当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映しているか否かの別	計規 100 報告 74 号 7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
85	継続企業の前提に関する評価は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための経営者の対応策を含み、合理的な期間（少なくとも貸借対照表日の翌日から1年間）にわたり、企業が事業活動を継続できるかどうかについて入手可能な情報に基づいて行っているか。	報告 74 号 6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
86	事業報告の「当該事業年度における事業の経過及びその成果」、「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「対処すべき課題」と貸借対照表、損益計算書などとの整合性はとれているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	重要な会計方針に係る事項に関する注記				
87	重要な会計方針に係る事項に関する次に掲げる事項を注記しているか。ただし、重要性の乏しいものを除く。 (1) 資産の評価基準及び評価方法 (2) 固定資産の減価償却の方法 (3) 引当金の計上基準 (4) 収益及び費用の計上基準 (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	計規 101	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
88	(会計方針の変更) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項も重要な会計方針に関する注記としているか。ただし、重要性の乏しいものを除く。 (1) 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 (2) 表示方法を変更した場合には、その内容	計規 1 101 (2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
89	(資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している場合には、その旨、変更の理由及び当該変更の影響について記載しているか。	企会基 18号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
90	(企業結合に関する会計基準等) 当事業年度において企業結合等の事象が新たに発生し、企業結合に関する会計基準等を適用した場合は、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として記載しているか。 なお、会計方針の変更による影響額の注記は要しない。 (注) 企業結合に関する会計基準等は以下のとおり。 ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)の平成20年改正 ・『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第23号) ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号)の平成20年改正 ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)の平成20年改正	企会基 21号 企会基 22号他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
91	(持分法に関する会計基準の平成20年3月公表分) 当事業年度から「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会	企会基	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している場合には、その旨、変更の理由及び当該変更の影響について記載しているか。	16号 対報24 号			
92	(棚卸資産に関する会計基準の平成20年改正) 当事業年度から「棚卸資産に関する会計基準」の平成20年改正を適用している場合には、その旨、変更の理由及び当該変更の影響について記載しているか。	企会基 9号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
93	以下の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成方法に関する会計方針を注記しているか。ただし、その採用が原則とされている会計方針についてはこの限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
94	(有価証券の評価方法及び評価基準) 有価証券の評価基準と評価方法は保有目的毎に記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
95	その他有価証券について、市場価格のあるものとなないものに区分し記載しているか。市場価格のあるものについては、時価法の旨、時価の算定方法、評価差額の処理、売却原価の算定方法について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
96	子会社及び関連会社株式の評価基準（原価法）について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
97	デリバティブの評価基準について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
98	運用目的の金銭の信託の評価基準について記載しているか。	金会、 金実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
99	(たな卸資産の評価方法及び評価基準) たな卸資産の評価基準及び評価方法を記載しているか。	企原第 1四、 注解注 1-2ロ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
100	(耐用年数の変更) 固定資産の耐用年数を変更したときには、その旨を注記しているか。	報告32 号II	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
101	(重要なソフトウェアの減価償却方法) 重要なソフトウェアの減価償却の方法、見込有効期間（市場販売目的のソフトウェア）及び見込利用可能期間（自社利用ソフトウェア）を記載しているか。	研実22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
102	ソフトウェアの見込有効期間及び見込利用可能期間の変更が重要である場合には、その旨、その内容、その影響額を記載しているか。	研実22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
103	監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」により投資損失引当金を計上している場合、計上基準を記載しているか。	報告71 号2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
104	(繰延資産の処理方法)				

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	繰延資産の処理方法に関する会計方針が注記されているか。	企原第 1 四, 注解注 1-2 二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
105	(外貨基準) 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準を記載しているか。 (平均レートを採用した場合、決算日レート、平均レートを注記)	外実 11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
106	外貨基準に定めのない事項に関する換算基準又は外貨基準以外の基準 を採用した場合には当該選択した基準等を注記しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
107	(ヘッジ会計の方法) ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの 有効性評価の方法等、リスク管理方針のうちヘッジ会計に係るものにつ いて概括的に記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
108	(消費税等) 消費税等の会計処理が税抜方式の場合、その旨、控除対象外消費税を 開示しているか。	消費第 五 I	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
109	(消費税等) 消費税等の会計処理が税込方式の場合、その旨を開示しているか。	消費第 五 I	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
110	(保有目的変更) 販売用不動産及び固定資産の保有目的の変更が、会社の財務諸表に重 要な影響を与える場合は、追加情報として、その旨及びその金額を記載 しているか。	報告 69 号 7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
111	(休止固定資産) 重要な休止固定資産がある場合には、その旨、金額を記載しているか。	報告 77 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
112	(厚生年金基金の代行返上) 厚生年金基金の代行返上を行う場合、状況に応じて次の事項を注記し ているか。 (1) 将来分返上認可を受けたときは、当該認可の日の属する事業年度か ら過去分返上認可の日の属する事業年度の直前事業年度までの各事業 年度の計算書類に ① 将来分返上認可の日 ② 期末日現在において測定された返還相当額（責任準備金） ③ 期末日現在において測定された返還相当額（責任準備金）の支払い が期末日において行われたと仮定して退職給付会計に関する実務 指針 44-2 を適用した場合に生じる損益の見込額 (2) 過去分返上認可を受けたとき又は現金の納付が完了したときは、当 該認可の日又は当該返還の日の属する事業年度に係る計算書類にその 旨及び損益に与えている影響額 なお、将来返上分認可の日と過去分返上認可又は現金納付の完了が同	退実 44-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	一事業年度内にあったときは上記(1)の②、③の記載を要しない。				
	別記事業の特例				
113	別記事業を営む会社が所管官庁に提出する計算関係書類について、特に法令の定めがある場合又は所管官庁が計算書類準則を制定している場合には、法令又は準則の定めに従って（注記されて）いるか。 なお、定めのない事項はこの限りでない。	計規 118(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
114	別記事業の2以上を兼ねて営む会社の場合、主要事業に関して適用される法令又は準則の定めに従って（注記されて）いるか。 ただし、主要事業以外の別記事業に関する事項については、主要事業以外の別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによる（注記をする）ことができる。	計規 118(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
115	別記事業とその他の事業とを兼ねて営む会社の主要事業が別記事業でない場合、会社計算規則第118条第1項の規定を適用しないことができる。 ただし、別記事業に関係ある事項については、別記事業に関して適用される法令又は準則の定めによる（注記をする）ことができる。	計規 118(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	貸借対照表に関する注記				
116	(担保資産) 担保に供されている資産については、次に掲げる事項が注記されているか。 ① 資産が担保に供されていること ② 担保に供されている資産の内容及びその金額 ③ 担保に係る債務の額	計規 103①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
117	(引当金) 資産に係る引当金を直接控除した場合、各資産の資産項目別引当金の金額を注記しているか。	計規 103②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
118	(減価償却累計額) 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合、各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）を注記しているか。	計規 103③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
119	(減損損失累計額) 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨の注記が記載されているか。	計規 103④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
120	(保証債務等) 保証債務、手形遡及義務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く）は、その内容及び金額を注記しているか。	計規 103⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
121	(関係会社に対する金銭債権又は金銭債務) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社の金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額で注記しているか。	計規 103⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
122	(取締役等に対する金銭債権) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときはその総額を注記しているか。	計規 103⑦	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
123	(取締役等に対する金銭債務) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときはその総額を注記しているか。	計規 103⑧	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
124	(親会社株式の表示区分別金額) 当該株式会社の親会社株式の各表示区分別の金額を注記しているか。	計規 103⑨	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
125	(特別法により計上が強制される準備金等) 法令の規定により負債の部に計上することが強制される引当金又は準備金は、①その法令の条項、②1年以内に使用されると認められるものであるかの区分を注記しているか(区分が困難な場合は不要)。	計規 119(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
126	(金融資産) 有価証券の消費貸借契約等がある場合、有価証券の貸手は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。	金実 27, 77, 277	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
127	有価証券の消費貸借契約等がある場合、有価証券の借手は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。	金実 27, 77, 241 -2, 277	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
128	自由処分権を有する担保受入金融資産がある場合に担保の差入側は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。	金実 28, 128, 242, 304	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
129	自由処分権を有する担保受入金融資産がある場合に担保の受入側は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。	金実 128, 304	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
130	現先取引及び現金担保付債券貸借取引がある場合には、差入側は、その旨、貸借対照表価額を記載しているか。	金実 305	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
131	現先取引及び現金担保付債券貸借取引がある場合には、受入側は、その旨、貸借対照表日の時価を記載しているか。	金実 129, 305	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
132	(休日受取手形)				

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	<例> ・売上割戻の計上について、支出時に売上控除処理する方法から売上割戻見積額を未払計上する方法への変更 ・ポイント制度について、顧客の利用時に費用化する方法からポイント付与時に見積りに基づいて費用化する方法への変更 ③ 会計処理の対象となる新たな事実の発生に伴う新たな会計処理の採用 <例> ・新たに開始した倉庫業に係る流通倉庫の減価償却方法について、既存事業の有形固定資産の減価償却方法とは異なる方法の採用 ・新たに開始した割賦販売について、既存の出荷基準とは異なる売上計上基準の採用		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 計算書類等の特定の科目との関連を明らかにして注記すべき事項 ① 資産の使用・運用状況等の説明 <例> ・重要な休止固定資産 ・販売用不動産等の保有目的の変更 ② 特殊な勘定科目等の説明 <例> ・損益計算書における特別損益科目の説明 ・業種特有の科目の説明 ・収用等に伴う圧縮記帳 ③ 会計基準の適用に係る実務指針等で注記を求めている事項 <例> ・企業会計基準委員会による企業会計基準適用指針等による注記事項 ・監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」による注記事項 ・会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」による注記事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) その他 ① 期間比較上説明を要する事項 <例> ・期末日が休日 ・新規事業の開始、取引形態の変更 ② 後発事象に該当しないが説明を要する事項 <例> ・当該事業年度中に合併の合意及び公表はなされたが、合併承認手続が未了の場合 ・当該事業年度中に合併承認総会で合併契約書が承認されたが、いまだ合併期日が到来していない場合 ・新株式の発行について、当該事業年度中に取締役会の承認決議はあったが、いまだ払込期日が到来していない場合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	・過年度に後発事象として開示した事項で、開示した内容を更改又は補正し、あるいは経過等を引続き開示する場合				
165	(資産除去債務に関する注記) 資産除去債務の会計処理に関連して、重要性が乏しい場合を除き、次の事項を注記しているか。 (1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明 (2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件 (3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容 (4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額 (5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積ることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積ることができない旨及びその理由	企会基 18号 (16)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
166	(工事契約に関する注記) 工事契約に関して次の事項を注記しているか。 (1) 工事契約に関する認識基準 (2) 決算日における工事進捗度を見積るために用いた方法 (3) 当期の工事損失引当金繰入額 (4) 同一の工事に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合には、次の①また②のいずれかの金額（該当する工事契約が複数存在するときはその合計額） ① 棚卸資産と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示した場合 その旨、当該棚卸資産の額のうち工事損失引当金に対応する額 ② 棚卸資産と工事損失引当金を相殺して表示した場合 その旨、相殺表示した棚卸資産の額	企会基 15号22 計規77	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
167	(減損損失) 減損損失を認識した資産又は資産グループがある場合には、重要性が乏しい場合を除き、当該資産又は資産グループごとに、次の事項を注記しているか。 (1) 当該資産又は資産グループに係る次の事項 ① 用途 ② 種類 ③ 場所 ④ その他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容 (2) 減損損失を認識するに至った経緯 (3) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳 (4) 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法 (5) 回収可能価額が正味売却価額の場合には、その旨及び時価の算定方法	適針6 号 58, 59	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	⑤ 権利行使数 ⑥ 権利不行使による失効数 ⑦ 権利確定後の未行使残数		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
170	(集約した記載及び簡便な算定方法) 上記(2)の注記は、次のいずれかの方法で記載しているか。 ① 契約単位で記載する方法 ② 複数の契約を集約して記載する方法 付与対象者の区分、権利確定条件の内容、対象勤務期間や権利行使期間の長さが概ね類似しているものに関しては、(2)の記載方法によることができる。 ただし、株式の公開前に付与したストック・オプションと、公開後に付与したストック・オプションを集約して記載することはできない。権利行使価格の設定方法が著しく異なるものについても、集約して記載することはできない。 なお、第25項(9)の計算については月中の平均株価を用いる等、簡便で合理的な算定方法によることができる。 前項(2)により記載を行う場合、第25項(7)、(8)及び(9)の項目に関する集約の方法は次による。 ① 権利行使時の株価の平均値については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値 ② 付与日における公正な評価単価及び権利行使価格については当該会計期間中の権利行使数に基づく加重平均値と当該会計期間末の残存数(権利未確定数と権利確定未行使数との合計)に基づく加重平均値		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
171	(3) スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法 当該会計期間中に付与されたストック・オプション及び当該会計期間中の条件変更により公正な評価単価が変更されたストック・オプションにつき、公正な評価単価の見積方法として使用した算定技法並びに使用した主な基礎数値及びその見積方法を記載しているか。使用した算定技法と使用した主な基礎数値の見積方法に関し、内容が同一のものについては集約して記載することができる。	企会基 8号 16(3) 適針11 号29	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
172	(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法 スtock・オプションの権利確定数の見積方法として、勤務条件や業績条件の不達成による失効数の見積方法を記載しているか。	企会基 8号 16(4) 適針11 号30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
173	(未公開企業におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法) 未公開企業においてストック・オプションを付与している場合には、 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法(会計基準第16項(3)) として、その価値算定の基礎となる自社の株式の評価方法についても注 記しているか。	企会基 8号 16(5) 適針11 号31	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
174	(5) 単位当たりの本源的価値によった場合の開示に関する簡便な算定方法 未公開企業において、ストック・オプションの公正な評価単価に代 え、単位当たりの本源的価値によった場合には、各会計期間中に権利 行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の 合計額を注記しなければならない(会計基準第16項(5))が、この計算 は、月中の平均株価を基礎として算定する等の簡便で合理的な算定方 法によることができる。	企会基 8号 16(5) 適針11 号32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
175	(6) スtock・オプションの条件変更の状況 ストック・オプションの条件変更を行った結果、ストック・オプシ ョンの内容として注記した事項に変更が生じた場合は、その変更内容 について注記しているか。 条件変更日におけるストック・オプションの公正な評価単価が付与 日の公正な評価単価以下となったため、公正な評価単価の見直しを行 わなかった場合(会計基準第10項(2)の場合)にも、その旨を注記する。	企会基 8号 16(6) 適針11 号33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
176	(7) 自社株式オプション又は自社の株式に対価性が無い場合 自社株式オプション又は自社の株式に対価性が無い場合には、その 旨及びそのように判断した根拠には、その旨及びそのように判断した 根拠を記載しているか	企会基 8号 16(7) 適針11 号34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
177	(8) 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社 の株式を用いる場合 財貨又はサービスの取得の対価として自社株式オプション又は自社 の株式を用いた場合には、該当する項目につき、ストック・オプシ ョンの場合の注記に準じて開示をしているか。この場合、取得した財貨 又はサービスの内容及び財貨又はサービスの取得価額の算定を当該財 貨又はサービスの公正な評価額によった場合には、その旨を併せて注 記する。	同上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	<p>(5) 比較情報</p> <p>当該企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額及び当該概算額の算定方法並びに計算過程における重要な前提条件。ただし、当該影響額に重要性が乏しい場合は、注記を省略することができる。</p> <p>取得企業が連結財務諸表を作成していない場合は、個別損益計算書への影響の概算額を、連結財務諸表を作成している場合に準じて注記する。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
179	<p><逆取得となる企業結合の場合で、結合後企業が連結財務諸表を作成しないとき></p> <p>逆取得となる企業結合において、当該取得企業の資産及び負債を企業結合直前の適正な帳簿価額により計上する方法を適用した場合で、連結財務諸表を作成しないときには、企業結合に関する会計基準第 49 項の定めにかかわらず、第 49 項 (1) から (4) に準じた事項並びにパーチェス法を適用したとした場合に個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響額を注記しているか。</p> <p>なお、当該注記は企業結合年度の翌年度以降においても、影響額的重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に開示しているか。</p> <p>また、企業結合年度の翌年度以降に連結財務諸表を作成することとなった場合には、影響額的重要性が乏しくなった場合を除き、当該企業結合を反映した連結財務諸表を作成しているか。</p> <p>また、影響額の記載は次のいずれかの方法によっているか</p> <p>(1) パーチェス法を適用した場合との差額による記載</p> <p>① 貸借対照表項目 資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、純資産合計及びのれん</p> <p>② 損益計算書項目 売上高、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益、のれんの償却額（又は負ののれんの償却額）及び 1 株当たり当期純損益</p> <p>(2) パーチェス法を適用した場合の貸借対照表及び損益計算書の主要項目による記載</p>	結会 50 適針 10 号 307	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
180	<p>(段階取得に係る注記)</p> <p>段階取得であって、連結財務諸表を作成しないときには、企業結合に関する会計基準第 49 項の定めにかかわらず、次の事項を注記する。</p> <p>(1) 第 49 項に準じた事項（ただし、第 49 項 (3) を除く。）</p> <p>(2) 個別財務諸表において、第 25 項 (2) なお書きに準じて算定された差額</p> <p>(3) 第 25 項 (2) に準じて被取得企業の取得原価を算定したとした場合における個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響額</p> <p>なお、当該注記は企業結合年度の翌年度以降においても、影響額的重要性が乏しくなった場合を除き、継続的に開示する。また、企業結合年</p>	結会 51	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	共同支配投資企業は、連結財務諸表を作成していない場合、共同支配企業に対する投資について、当該共同支配企業を形成した事業年度以降において、持分法を適用した場合の投資の金額及び投資損益を個別注記表に継続的に注記しているか。 (損益等からみて重要性の乏しい共同支配企業に対する投資を除く)	適針 10 号 301 (1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
185	<子会社が親会社を吸収合併した場合で、子会社が連結財務諸表を作成しないときの注記事項> 子会社が親会社を吸収合併した場合で、子会社が連結財務諸表を作成しないときは、以下のいずれかの方法により算定された個別貸借対照表及び個別損益計算書に及ぼす影響の概算額を注記しているか。 (1) 親会社の子会社を吸収合併したものとした場合との差額による注記 ① 貸借対照表項目 資産合計、流動資産合計、固定資産合計、負債合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計及びのれん（又は負ののれん） ② 損益計算書項目 売上高、営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益、のれんの償却額（又は負ののれんの償却額）及び1株当たり当期純損益 (2) 親会社の子会社を吸収合併したものとした場合の貸借対照表及び損益計算書の主要項目の記載	結会 3 適針 10 号 315	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
186	(事業分離にかかる注記) 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等や共通支配企業の形成に該当しない場合、事業分離年度において、当該事業分離に関する次の事項が注記されているか。 (1) 事業分離の概要 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要 (2) 実施した会計処理の概要 ① 移転損益を認識した場合には、その金額、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 ② 移転損益を認識しなかった場合には、その旨、受取対価の種類、移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 (3) 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額（売上高及び営業損益の概算額） (4) 分離先企業の株式を子会社株式又は関連会社株式として保有すること以外で分離元企業の継続的関与があるものの、移転損益を認識した場合、当該継続的関与の主な概要。ただし、軽微なものについては注記を要しない。 なお、重要性が乏しい取引については、注記を省略することができるものとし、個々の取引については重要性が乏しいが、事業分離年度	分会 28 適針 10 号 317	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項目	関係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	<p>における取引全体について重要性がある場合には、(1)及び(2)を注記する。</p> <p>また、個別財務諸表又は連結財務諸表において適用がないものについては当該財務諸表において注記を要しないこととし、連結財務諸表における注記と個別財務諸表における注記が同じである場合には、個別財務諸表においては、その旨の記載をもって代えることができる。</p>				
187	<p><企業結合に該当しないため結合当事企業にはあたらぬ分離先企業における注記></p> <p>分割型の単独新設分割における新設会社のように、企業結合に該当しないため結合当事企業にあたらぬ分離先企業においても、引き継いだ資産、負債及び資本(純資産)の内訳並びに企業結合に関する会計基準第52項(1)及び(2)に準じて注記されているか。</p>	適針 10 号 318	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
188	<p>(企業結合に関する後発事象等)</p> <p>貸借対照表日後に完了した企業結合や貸借対照表日後に主要条件が合意された企業結合が、重要な後発事象に該当する場合には、企業結合に関する会計基準第49項から54項まで(ただし、第49項(2)、(4)③及び(5)、第50項、第51項並びに第53項を除く。)に準じて注記を行い、未確定の事項については注記を要しない。</p>	結会 55	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
189	<p>企業結合の主要条件が合意されたが貸借対照表日までに完了していない場合や貸借対照表日後に企業結合の主要条件が合意された場合(ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。)についても上記に準じて注記を行う。</p>	結会 55	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
190	<p>(子会社が企業結合した場合の親会社における後発事象等)</p> <p>子会社を結合当事企業とする株主(親会社)は、貸借対照表日以降に完了した企業結合や貸借対照表日以降に主要条件が合意された企業結合が重要な後発事象に該当する場合には、事業分離等に関する会計基準第54項(ただし、貸借対照表日後に主要条件が合意された企業結合にあつては、(1)及び(3)に限る。)に準じて注記を行っているか。</p> <p>また、当該事業年度中に企業結合の主要条件が合意されたが、貸借対照表日までに企業結合が完了していない場合(ただし、重要な後発事象に該当する場合を除く。)についても第54項(1)、(3)に準じて注記を行っているか。</p>	分会 56	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
191	<p>(事業分離に関する後発事象等)</p> <p>分離元企業は、貸借対照表日後に完了した事業分離や貸借対照表日後に主要条件が合意された事業分離が、重要な後発事象に該当する場合には、事業分離等に関する会計基準第28項(ただし、貸借対照表日後に主要条件が合意された事業分離にあつては、(1)及び(3)に限る。)に準じて注記を行う。</p>	分会 30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

III 附属明細書に関する表示のチェックリスト

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄																																																																																																																								
			然	否	該当 なし																																																																																																																						
1	(一般的事項) 附属明細書には、規則で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を記載しているか。 ただし、該当項目のないものは作成を要せず、該当項目なしと特に記載する必要はない。	計規 117 研究報 告第 9 号 II 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																						
2	(金額単位) 金額の記載単位については、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の金額の記載単位に合わせて記載しているか(単位未満の端数の処理を含む)。	研究報 告第 9 号 II 3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																						
3	1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細 (1) 固定資産の増減が、下記いずれかの様式に従って作成されているか。 ① 帳簿価額による記載 <table border="1" data-bbox="295 996 1125 1288"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資産の 種 類</th> <th>期 首 帳簿価 額</th> <th>当 期 増 加 額</th> <th>当 期 減 少 額</th> <th>当 期 償 却 額</th> <th>期 末 帳簿価額</th> <th>減価償却 累 計 額</th> <th>期 末 取得原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有 固 定 資 産 形 産</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">無 固 定 資 産 形 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ② 取得原価による記載 <table border="1" data-bbox="295 1366 1125 1713"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>資産の 種 類</th> <th>期 首 残 高</th> <th>当 期 増 加 額</th> <th>当 期 減 少 額</th> <th>期 末 残 高</th> <th>期末減価 償却累計 額又は償 却累計額</th> <th>当 期 償 却 額</th> <th>差引期末 帳簿価額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有 固 定 資 産 形 産</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">無 固 定 資 産 形 産</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	資産の 種 類	期 首 帳簿価 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	期 末 取得原価	有 固 定 資 産 形 産		円	円	円	円	円	円	円									計								無 固 定 資 産 形 産																	計								区分	資産の 種 類	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	期末減価 償却累計 額又は償 却累計額	当 期 償 却 額	差引期末 帳簿価額	有 固 定 資 産 形 産		円	円	円	円	円	円	円									計								無 固 定 資 産 形 産																	計								計規 117 ① 記 1-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
区分	資産の 種 類	期 首 帳簿価 額	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 償 却 額	期 末 帳簿価額	減価償却 累 計 額	期 末 取得原価																																																																																																																			
有 固 定 資 産 形 産		円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																			
	計																																																																																																																										
無 固 定 資 産 形 産																																																																																																																											
	計																																																																																																																										
区分	資産の 種 類	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	期末減価 償却累計 額又は償 却累計額	当 期 償 却 額	差引期末 帳簿価額																																																																																																																			
有 固 定 資 産 形 産		円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																			
	計																																																																																																																										
無 固 定 資 産 形 産																																																																																																																											
	計																																																																																																																										
4	(2) 「①帳簿価額による記載」については「期首帳簿価額」「当期増加額」「当期減少額」及び「期末帳簿価額」の各欄は帳簿価額によって記載し、「期末帳簿価額」と「減価償却累計額」の合計額を「期末取得原価」の欄に記載しているか。	記 1-2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																						
5	(3) 「②取得原価による記載」については「期首残高」「当期増加額」「当期減少額」及び「期末残高」の各欄は取得原価によって記載し、「期	記 1-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																						

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該当 なし
	末残高」から「期末減価償却累計額又は償却累計額」を控除した残高を「差引期末帳簿価額」の欄に記載しているか。				
6	(4) 有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、(1)①における「期末帳簿価額」又は(1)②における「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができるが、この場合、その旨を脚注しているか。	記1-4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	(5) 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」に基づき減損損失を認識した場合には、次のように記載しているか。 (直接控除形式の場合) 貸借対照表上、直接控除形式(減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式)により表示しているときは、当期の減損損失を「当期減少額」の欄に内書(括弧書)として記載しているか。	記1-5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(独立間接控除形式の場合) 貸借対照表上、独立間接控除形式(減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除する形式)により表示しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額については①における「期末帳簿価額」又は②における「期末残高」の欄の次に「減損損失累計額」の欄を設けて記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(合算間接控除形式の場合) 貸借対照表上、合算間接控除形式(減価償却を行う有形固定資産に対する減損損失累計額を取得原価から間接控除し、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示する形式)を採用しているときは、当期の減損損失は「当期償却額」の欄に内書(括弧書)として記載し、減損損失累計額については①における「減価償却累計額」又は②における「期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額を含めて記載しているか。この場合には、いずれの場合も減損損失累計額が含まれている旨を脚注しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	(6) 合併、会社分割、事業の譲受け又は譲渡、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注しているか。	記1-6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	(7) 上記(6)以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を脚注しているか。	記1-7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄																																		
			然	否	該当 なし																																
10	(8) 投資その他の資産に減価償却資産が含まれている場合には、当該資産についても記載することが望ましい。この場合には、表題を「有形固定資産及び無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生ずるものを含む。）の明細」等に適宜変更しているか。	記 1-8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
11	(9) 貸借対照表の期末残高、注記（減価償却累計額）と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
12	(10) 当期償却費（販売費及び一般管理費部分）は附属明細書「3. 販売費及び一般管理費の明細」の減価償却費と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
13	(11) 当期の減損損失の金額は損益計算書の減損損失の金額と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
14	2. 引当金の明細 (1) 下記の様式に従って作成されているか（期首又は期末のいずれかに残高がある場合のみ作成する）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">期首残高</th> <th rowspan="2">当期増加額</th> <th colspan="2">当期減少額</th> <th rowspan="2">期末残高</th> </tr> <tr> <th>目的使用</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	目的使用	その他		円	円	円	円	円																			計規 117 ② 記 2-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
区 分	期首残高				当期増加額	当期減少額		期末残高																													
		目的使用	その他																																		
	円	円	円	円	円																																
15	(2) 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれの総額で記載しているか。	記 2-2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
16	(3) 「当期減少額」の欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を脚注しているか。	記 2-3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
17	(4) 退職給付引当金について、退職給付に関する注記（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条の 13 に規定された注記事項に準ずる注記）を個別注記表に注記しているときは、附属明細書にその旨を記載し、記載を省略することができる。	記 2-4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
18	(5) 重要な会計方針の引当金の計上基準、附属明細書「3. 販売費及び一般管理費の明細」に記載された金額（販売費及び一般管理費分）と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
19	(6) 貸借対照表の期末残高と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
20	3. 販売費及び一般管理費の明細 (1) 以下の様式に従って作成しているか（おおむね販売費、一般管理費の順に、その内容を示す適当な科目で記載する）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>科 目</th> <th>金 額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	摘 要		円								計			計規 117 ③ 記 3-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																	
科 目	金 額	摘 要																																			
	円																																				
計																																					

番号	項 目	関 係 法令等	回答欄		
			然	否	該 当 な し
21	(2) 損益計算書の販売費及び一般管理費の金額と整合しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	4. その他重要な事項 附属明細書に、上記のほか、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容を補足する重要な事項を記載する場合、上記ひな型との整合性を考慮にいれて、適宜工夫しているか。	記4-1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>